

（午前11時20分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番15、1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）皆さん、こんにちは。

私の体調不良のために皆さんにご迷惑をおかけしまして、本当に申しわけございませんでした。また、いろいろ便宜を図っていただきました、助かりました。感謝申し上げます。ありがとうございました。

では、一般質問をさせていただきます。

私は次の三点について質問します。

1、教育の本質に関する市長の答弁への疑問。

2、自治基本条例の問題点をたず。

3、高野口斎場の運営委託契約の入札結果と、私が指摘し提案したように入札制度のあり方の改善がなされたのか。なされたならば、その内容をご説明願います。

以下、順を追って説明いたします。

12月議会で私は、国の安泰についても中国や北朝鮮の危険性を指摘し、憲法の前文規定は日本の安泰の環境と真逆に近い内容だから、その旨を学校で教えるべきだと主張しました。

これに対して市長は、それは国がしっかり決めるべきだ、そういった偏った教育はいけない、教師が教えられるか疑問だ、教師にも一人ひとり異なった考え方があり、学習指導要領に沿った教育をしているから何ら問題はないとの答弁をいただきました。

その根拠を伺います。

2、自治基本条例の問題をたず。

①この条例をつくった場合のメリットとデ

メリット。

②この条例をつくらなかった場合のメリットとデメリット。

つくった場合とつくらなかった場合のメリットとデメリットを伺います。

この条例に最高法規性を認めることの違憲性等々について伺います。

最後に3番、高野口斎場の運営委託契約の入札にあたり、私が指摘し提案したような入札のあり方を決定されましたのか、その内容を伺います。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君の質問項目1、教育の本質に関する市長の答弁への疑問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えします。

教育の本質に関する市長の答弁への疑問についてお答えします。

国の安泰について、平成29年12月議会一般質問においてただしがあり、教育長が答弁したところですが、その中で議員より教育長の任命権者として私の見解をただされ、それに答弁した内容にいくつかのご指摘がありますので、お答えします。

まず、公立学校における教育は、中立、公平であるべきところ、これは国が定める教育基本法や学習指導要領等に基づき指導することにより保障されていると考えます。

議員おただしの国の安泰については、学習指導要領に示されている平和について学習することで、児童・生徒が学び理解し、将来、判断していける態度を養えるものと思います。

学校現場においては、憲法や学校教育法、学習指導要領に基づき教育していますので、憲法改正等については国において議論をしていただき、それが反映された指導要領等に基づき指導することで、子どもたちが学んでいけるものと考えます。

また、教職員についてもそれぞれ多様な価値観や考え方を持っています。とはいえ、教育の中立性、公平性を考慮すると、指導要領等に従った基本的な教育を優先する必要があります。

国の安泰や平和の学習については、ほかの教科のように正解が一つというわけではありませんので、教職員も多岐にわたり情報を収集していることと思います。そんな中で教職員がいろいろな時事問題等をバランスよく子どもたちに情報提供することで、子どもたちは偏ることなくさまざまな考え方があることを学んでいけるものと考えます。

これらの学習を通じて、平和実現のために、自分たちは何ができるのか、何をすべきかについて考えられる大人に成長してほしいと願っています。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私の一つひとつの質問についての、一つひとつの答弁にはなっていないんですけども、答弁に沿って再質問をしていきたいと思っています。

まず、憲法改正等については国において議論していただき、それが反映された指導要領に基づき指導することで云々と答弁されましたけれども、私は憲法改正については一言も述べておりません。もし、憲法改正について私が述べていると誤解されて、偏ったと判断された前議会での答弁であれば、それは誤解に基づくものであるので、撤回していただき

たいと思いますが、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えします。

先ほども私、議事録を読ませていただいたんですけども、憲法第9条の部分で、これは何の根拠もないことであるというような、実績もないというような表現をされております。そういうことはやはり憲法第9条についての問題を言っておられるのかなというふうに私は判断しています。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）それはつけ足しで、私の言うたのは、第9条を話したのはつけ足しでありまして、本質的なことは、世界の情勢は日本の憲法の言うように安全と独立を委ねていいような国家の集まりではないと、そのところをしっかりと現状を教えるべきだということをしり上げたのでありまして、憲法改正云々については何ら申し上げておりません。

○議長（岡 弘悟君）答弁願います。先ほどと多分恐らく同じ質問をされているのだと思います。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えします。

先ほども申しましたように、私はそういう捉え方をしています。そういうふうに議事録にも載っておりますので、撤回するとかという問題ではない。私はそう思っているということでもありますので、撤回するつもりはありません。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）私もそういう答弁が来るかと思って、しっかりビデオを見たんです。そうしたら、そういうことは言っていないので。どうもかみ合わない話になるんですけ

ども、私は憲法改正については何も言っておりません。

それで、水かけ論になれば具合が悪いので、それはそうとして受け取ったとしても、私が申し上げているのは、学校教育法とか教育基本法そのとおりに教育がなされていないと。だから、やりなさいということを行っている、それについてはどうなんですか。

例えば、学校教育法は、これ第21条ですが、我が国の現状と歴史について正しい理解に導き、我が国と郷土を愛する態度を養うということであれば、そういう厳しい現状にあるということも教えるべきです。また、教育基本法第5条第2項は、義務教育として行われる普通教育は、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものだというふう書いてあるんです。

そうすれば、日本の現状を見たときに、国の生存と平和を一体、信頼して任せられるような状況にはないと、これを教えるべきだと。つまり、憲法の前文の姿勢と現状とにずれがあると。ここはやっぱり教えなければ、我が国の現状と歴史について正しい理解に導きと学校教育法にあるんですけど、それをしないことになるというふうには私は判断しているんです。いかがでしょう。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）それは私と松浦議員の捉え方の違いやと思っています。私は任命している教育長がしっかりと教育をしていただいていると思っていますし、そこを私は間違っていないと思っていますので、それに対して松浦議員は不十分な教育やと言われていまして、私も、私は今、十分にやっておられるのかなというふうに思いますので、その部分はあくまで平行線になると思いますし、あく

まで新しい教育委員会制度に変わりましたけれども、その中で、私も教育総合会議の中に入っていますけれども、法律の根本的なものは教育長の権限が強いということでありますので、橋本市の教育をどう進めていくかというのは私が信頼している教育長が以前にも12月議会でも答弁しておりますので、私はそのとおりでと思っています。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今の状態を、日本の国を囲む現状、つまり、北朝鮮が核兵器開発計画を継続していると。潜水艦弾道ミサイルを準備し実験もしていると。中国が日中の約束を一方的に破って油田開発をしていると。尖閣列島の領有権を主張して領空・領海侵犯を起こしている。周辺諸国の猛反対を押し切って公海を埋め立てて軍事基地をつくっている。また、原子力空母をつくって世界中どこにでも行けるような形で軍備を重ねている、拡張している。

原子力空母というのは70年間、燃料の入れ替えが必要ない、70年間動き続けるという、そういう空母らしいです。そういう厳しい状況というのを、事実を知らせる。それが法律にのっとっているのではないんですか。

我が国の現状と歴史について正しい理解をさせると。そういうことを教えないということは、この法律に反しているとは思いませんか。ご自分の頭で判断してください。僕、今、教育長と話をしているのではなくて、市長がそう言われたので、これで本当にいいんですかということを伺っているんです。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えします。

そういうのはやはり、子どもたちもテレビ、ニュースをみたり、学校でそういう事実を学

んだり、いろんな場面で、インターネットもありますから、そういう部分で学んでくれていると思いますし、日本の現状がどうやということとは理解してくれているというふうには思います。

私、その認識、先ほども言いましたように、私は今、そういうことが学校の中で教育方針に基づいて教育長がしっかりやっていただいているというふうに思っています。そこで、逆に私から言うとしたら、じゃ、松浦議員が自分で街頭演説して、そういうことを皆さんに訴えることというのもできるんじゃないんですか。ここでそういう憲法の関係とか、そういう教育基本法がどうやとかという、私は議論する場ではないと思います。

私は一市長であって、その国の法律の部分に関してものを言うというのは、逆にいかなものかだと思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）何か私からいうたら、むちゃくちゃな議論だと思うんですよ。これは自分で教育の最高責任者というかな、そういう地位にあるとすれば、これは教えてはいけないとかいうことを、やっぱり、教えるべきだとか、そういう判断というのは自分でできなければだめじゃないかなと思います。

私が街頭でどうのこうのと、そんな全然別の話で、橋本市の教育として、教育基本法あるいは学校教育法にのっとった教育をしていないんじゃないかと、現実と憲法の前文の文言にずれがあると、これ何で教えないかなと。ずれがないというのであれば、それはそれでいいですけども、客観的にずれがある。それを教えてなぜいけないか。教えるべきだと。

じゃ、伺いますけども、市長、民主政治とか民主主義というのはどういうことだとお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）松浦議員、その質問に対しては、申しわけないですけど、ちょっと通告の範囲を超えていると思われまので。今回は前回の市長の答弁に対する疑問になりますので、ちょっと通告の範囲を超えていると思いますので、質問を変えていただけますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）いや、掘り下げて、原理原則から考えていかなければ、上辺だけの話では話が見つからないので、そう考える原理原則、民主主義をどういうふうに捉えているかと、民主主義はこういうものだ、そういうことをやっぱり示してもらって、それで、それにならっているかどうかということをやったり、こういうことをタブーでどこのあれも出てこないんですけども、やっぱり基本的に国民を義務教育で教えるということになれば、そういうことも不可欠だと思うんですけど。

○議長（岡 弘悟君）松浦議員、恐らく平行線というか、市長は先ほどから、教育基本法や学習指導要領に沿って教育をいただいているので、それは市長としての立場としては教育長がしっかり仕事をしていただいていると。市長としても橋本市の教育というのはそれに従ってやっていただきたいというのが市長の思い。それに関しては、自分自身は何らそれについては疑問がないという答弁をされていますので、恐らくその質問でも同じ答弁になると思います。

質問を変えていただけますか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）現実の教育の内容と、それと日本の置かれた現状と、憲法の趣旨、そういう前文の趣旨、これとずれがあるかとかないか、あつたら教えるべきじゃないかと、こういう質問をしておかしいかな。

○議長（岡 弘悟君）いや、おかしくないで

すね、それは。

○1番(松浦健次君)問題は、ずれがないと  
考えておられるのか、ずれがあるけれども、  
そういう事実については教育として言うべき  
じゃないというふうに考えておられるのか。  
どうでしょう。

○議長(岡 弘悟君)市長。

[市長(平木哲朗君)登壇]

○市長(平木哲朗君)松浦議員の質問にお答  
えします。

先ほどから答弁いたしておりますように、  
私は橋本市の教育はしっかりやられていると  
いうふうに認識しておりますので、改めてそ  
の質問に答える必要はないと思います。

○議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)ずれがあるかないかと、  
そういうことに答えられないという、必要が  
ないというのはとんでもない話です。教育は  
国民を育てる基本的な話でしょう。そこにず  
れがある、ないと、そういうことを認識して  
いることを、現実を言わないと。それでいい  
んだという話だったら、私は納得できません  
けど。そこを納得しろというんでしょう。

納得できないですけども、じゃ、偏った教  
育というのは、僕は偏った教育なんかしろと  
言ってないんですよ。それを、偏った、そう  
いう教育は押しつけることになって間違いだ  
という答弁をされたというのは、どういうこ  
となんですか。

○議長(岡 弘悟君)市長。

[市長(平木哲朗君)登壇]

○市長(平木哲朗君)松浦議員の質問にお答  
えします。

やはり、偏った教育というのは、ここの部  
分が今間違っているからこっちの教育をやれ  
ということ自体、私は偏っていると思ってい  
ます。この議場でも自民党の方もおられれば  
無所属の方、公明党の方、共産党の方もおら

れて、それぞれの考え方をもちてあります  
し、憲法観も教育観もいろいろ持っている  
と思います。

そういう中で、これから本当に大切なこと  
は、子どもたちがどういうふうに学んでく  
るかということだと思います。一方的な考え  
方、また、違う考え方もありますから、その  
中でやっぱりいろいろと経験をして、いろい  
ろ情報も収集して、勉強していただくことが  
大切なことだと思っています。

ですから、私は松浦議員の考え方だけでは  
なくて多様な考え方がありますよというお話  
をしているんです。だから、松浦議員の考  
え方を私に押しつけられても、私としては、  
もう橋本市の教育はしっかりしてくれてい  
るので、それ以外答えようがないわけです。  
間違った教育をしていないということ、先ほ  
どからなんべんも言っておりますので、もう  
これ以上の答弁はしません。

○議長(岡 弘悟君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)じゃ、私の感想だけ  
でも言わせていただきます。

日本国憲法は国民主権主義、民主制度を基  
本原理としております。ということは、全て  
は国民が判断するんだと。国民に任せると。  
それが国民の意思に基づいて政治を行うんだ  
というのが国民主権主義です。そのときに、  
これを言うてはいけないとか、あれを言うて  
はいけないと、正確な知識を持ってでなかつ  
たら、国民は判断できないんです。これを言  
ったら誰に得になるかとか、これを言ったら  
誰の損になるからやめておけとか、恣意的に  
そういう、国民の知識を操作してはだめなん  
ですよ。

だから、私が言っているのは、事実を言え  
と。なぜ教えないかと。民主主義を否定す  
ることになる。事実を教えないで、国民に自  
分の意思で政治選択をなさいと云うた場合に

は、先ほど申し上げた民主主義の制度をねじ曲げているんです。仮にそういうずれがあると言うて、国民がそういうふうに、あ、これは憲法おかしいなと思って、憲法改正となれば、それはそれで民主政治が正常に機能しているということで何にも問題ない。

私の考え方を押しつけるのではなくて、押しつけるのではなくて、事実だけはやっぱり最低限教えなあかんと、そういう話をしているんです。

結構です。

次の質問の答弁を願います。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、自治基本条例の問題点をただすに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）自治基本条例の問題点についてお答えします。

本条例は、今後急速に進む人口減少、少子高齢化に対応するため、これからのまちづくりを市民と行政の協働で行っていくための旗印として制定をめざしているものです。

平成28年12月議会で橋本市自治基本条例策定委員会条例を議決いただき、そのときいただいた附帯決議を踏まえながら、制定に向けて取り組んでいるところです。

現時点の進捗としましては、昨年12月に、策定委員会がそれまでの議論の結果を中間素案としてまとめ、1月にかけて意見募集を行いました。

今後、いただいた意見を踏まえ、必要に応じて修正を加え、条例素案を作成し、年度末には答申いただけるものと考えています。

本条例を制定するメリットとしては、これからのまちづくりの基本理念や進め方などを、地方自治体が定め得る最高規範である条例として位置づけることで、今後のまちづくりを

進める上での確たるよりどころが明文化できることが挙げられます。これにより、市民と行政が同じ方向をめざしてまちづくりに取り組むことができるようになり、さらに、市としてはまちづくり活動に取り組んでいる皆さんの後押しや、新たな活動の展開などを支援していけるものと考えています。

一方、デメリットとしては、市民、議会を含む行政には、それぞれ役割が課されることが一般的です。ただし、新たな義務を市民や行政に課すといったことは現在考えていませんので、制定することによるデメリットはあまり考えられません。

また、条例を制定しなかった場合については、これまでどおりで何も変わらないということであり、これがメリットにもデメリットにもなると思います。

例えば、デメリットとしては、今後進展する人口減少や少子高齢化などによる行政を取り巻く環境の変化に、これまでの行政の手法では対応できなくなったときに、まちづくりの方向性を示すものがないと行政が停滞する可能性があることが挙げられます。そのために、将来を見据えて条例を制定し、協働のまちづくりを市全体で進めるといった方向性を今から打ち出す必要があると思います。

次に、最高法規性を認めることの違憲性についてのおただしですが、策定委員会が作成した中間素案には、この条例の位置づけとして、この条例を尊重し、誠実に順守する旨の記載があります。この条例は、まちづくりの基本的な事項を定めるもので、その性質上このように位置づけられたものであり、市民や市はこの条例を最大限尊重してほしいとの思いが表れたものです。

なお、中間素案では最高法規性や最高規範性という言葉は入っていませんが、この文言が入っている、または、それを意図している

他市町村の同様の条例でも、違憲とされた判例はありません。

次に、住民以外を広く市民と認めることの違憲性については、中間素案の段階では、住民以外にも、市内に在勤、在学する者や事業者、市内で活動する個人や団体等も含んだ広い範囲が市民として定義されています。これは、まちづくりには、そこに住む住民だけではなく、他の者も協働して取り組む必要があるとの思いから定義されたものです。同様の他市町村の条例が違憲とされた判例もあります。

策定委員会には有識者、各種団体、市民公募委員のほか弁護士の方もいらっしゃいます。先ほどの最高法規性の問題も含め、策定委員会で議論いただき、答申いただいた内容を踏まえ、市としての最終的な条例案を策定してまいります。

議会におかれましては、先んじて議会基本条例を制定され、議会の基本理念や市民との関係などを示し、議会が果たすべき役割と進むべき方向や当該条例が議会の最高規範であることを定められました。

市としても、議会基本条例と歩調を合わせ、(仮称)橋本市自治基本条例、中間素案では、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例としていますが、これを制定し、市民、議会、そして、行政が力をあわせ、協働してまちづくりに取り組んでいくための道しるべにしたいと考えていますので、今後も議員からの積極的なご意見、ご提言をお願いします。

○議長(岡 弘悟君) 1番 松浦君、再質問ありますか。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) まず、前のほうから順番に伺っていきます。

この条例を認めることによって、市民と行政が同じ方向をめざしてまちづくりに取り組

むことができるようになり、さらに、市としてはまちづくり活動に取り組んでいる皆さんの後押しや、新たな活動の展開などを支援していけるとおっしゃいますが、これがなかったらこういうことはできないんですか。この条例がなかったら。

どこの議会でも、どこの自治体でも、1,700のうちまだ369しかできてないと、この自治基本条例は。ほかの自治体はそれなりにいろいろ工夫してやっているの、これがなかったらできないというような問題ではないと思いますが、いかがですか。

○議長(岡 弘悟君) 総合政策部長。

○総合政策部長(上田力也君) おっしゃるとおり、この条例がなければできないということではないんですけども、壇上からも答弁させていただいていますとおり、基本理念や進め方を定めるということで、市民と行政が同じ方向を向いていけるということで、一昨年の12月議会でこの条例制定に向けて策定委員会を設置するという、そういう議決をいただいたので、現在それに向けて取り組んでいるというところでございます。

○議長(岡 弘悟君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) 次々いきます。

この条例によって、行政あるいは市民に新たな義務を課することは考えていませんというお話ですけれども、第10条、第11条、こういうふうに書いてある。市民は地域社会の一員として主体的に地域運営組織の活動に参加すると。それと、第11条には、自主的に公益性、非営利性、継続性を持ってまちづくりに取り組む民間非営利組織は、市、区・自治会、地域運営組織等と連携してまちづくりに協力するよう努めると。これは文言からすれば、そういう義務的なものと認めたように読めますが、改善の余地はありませんか。

○議長(岡 弘悟君) 総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）全般的に義務という、ねばならないという、そういうような思想というのは入っておりません。あくまでも、例えば第11条であれば、努めるということが市民としての役割というふうに考えております。

中間素案ということで、主語であるとか語尾であるとか、そういったところはもう一度精査する必要もあろうかとは思いますが、できるだけそういう強制という、そういう表現に受け取られないような工夫というのはしていく必要があるのかなというふうには思っております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）特に第11条なんかでも、非営利組織と、いろんな団体があるんですけども、協力するよう努めるというふうなことであれば、いろんな団体の自主性というのを侵す、あるいは抑える、事実上の影響があるので、協力するよう努めるというような文言は私は妥当でないと考えます。

次にいきます。

おっしゃるように、条例の方向性というのを示すことは大事です。市民も市当局もみんな一緒になってやりましょうということであるが、それは私も賛成なんですけれども、どうしてもこの、これまでの、今の答弁によりますと、今後進展する人口減少や少子高齢化等による行政を取り巻く環境の変化に、これまでの行政の手法では対応できなくなったときに、まちづくりの方向性を示すものがないと行政が停滞する可能性があるかと。

これ、勝手に、今までのとおりのことをやっていけばそうなるけれども、社会の変化に適切に対応すれば、別にこの条例がなかったもいように思うんですけども、ほかの1,400余りの自治体というのはそういうふうに行っていくつもりなんです。だから、決めつ

けて、これをやらなかったら行政の手法では対応できなくなるというのは言い過ぎではないでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）これからのまちづくりの基本的な方向性というのは、市民協働で行っていくという、これについては議員も了解をさせていただいているのかなというふうに思っております。

その上で、やはり市民協働というのは実は、行政からすると、ある意味、相当力が要ります。今まで行政だけでいろいろ、例えば発注業務にしてもやっていけたところを、やっぱりこれから、広く市民の方も巻き込みながら行政をしていくということになってきますので、そういうところをこの条例により、職員もそうですし市民の方にも意識をしていただくという、そういう意味では、この条例の制定の意味合いがあるというふうには思っております。

制定されていない他の自治体においても、やろうとしている方向は、これからのこういう地方都市というのは多かれ少なかれそういう方向にはなるとは思うんですけども、やはりそこで明文化するというか、そういうことにより、より一層、協働というものが促進されるのではないかとこのように考えております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）そうしたら、この条例がなかったらできないという話ではないということはお認めになりますね。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）はい。それはおっしゃるとおり、なければできないということではないと、それは思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）次に、最高規範性を認



めるということも私は違憲だと思うんですけども、そうじゃないよというお話なんです。

憲法上は条例については形式的効力の上下を認めていない。なぜか。やはり、後から、今の議会で決めて、これが最高規範性だと言ってしまうと、後の議会が自由にそれに対して、おかしなというか、反することはなかなかやりにくい。だから、後の議会を縛る、何年後か、また、直後か10年後か、それはわからないけれども、後の議会の意思を縛るという意味で枠をはめている。そういうふうになると思うんです。

ここで、第15条で条文がありまして、考え方として、他の条例に対する優位性を規定することはできませんと、これわかっているんですよ。優位性を規定することはできませんが、橋本市を住みよい豊かなまちにするために、この条例を最大限に尊重し、順守することを述べていると。だから、形式的にははっきり言えないけれども、実質的には優位性を認めたと同じような効果を期待してこの条文をつくっていると、これは認めているんですよ。

その辺についてはいかがですか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）これは壇上よりもご答弁させていただいておりますけども、まちづくりの基本的な事項を定めるもので、その性質上、このように位置づけられたというふうに答弁させていただいたんですけども、基本的には、基本条例があつて個別条例があるとするならば、やはり基本条例というのは、そもそも規範的なものを定めるということになってきますので、それは、この基本条例というのはそもそもそういうものであると。

ただ、この基本条例に背くような条例は無効であるとか、そういうことははっきりと条項の中に入れた場合については、これは上下

の関係というのがはっきりと出てくるわけなんですけども、私ども、この優位性、条例の上下はないという認識は十分しております。その上で、順守をしていただくということを盛り込むということにしております。

そんな中で、これは憲法に違反しているというふうには、検討委員会のほうではそういう理解はしていないというのが実情でございます。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）条例の効力は平等やと。勝手に上下関係をつけることは憲法は認めていない。条例制定権はいつの時代も平等であり、仮に形式的効力の上下をつけることは、先ほど申し上げたように、後の議会を縛ることになると。違憲とされた判例はありませんと言うんですけども、これまだ問題になって、裁判にもなっていないから、違憲か合憲か争われていないので、判例がないのは当たり前なんですけども、これを根拠づけにするというのは、どうも私、納得できないんですけど、それはそれでいいですよ。結構です。

それから、第16条、はぐくむ条例。第17条、はぐくむ委員会。検証や見直しにあたって、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会を置く。はぐくむ委員会に市民の参画を認めると。これはプロ市民の入る余地が大いにあるのではないのでしょうか。今、沖縄等で市民以外の人間が大勢入って、自分たちの要求を通すために、地元を棚上げして、自分らが強引にいろんなことをやっている。そういう人間が入ってくることを防げますか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）これについては、市民の定義をどうとっていくかということになるのかなと思います。今は市民の定義をこの委員会としては、市内に在住している人、市内に在勤、在学する人、市内で活動す

る人、団体、法人、市内に事業所を置く事業者というように定義しております。

ただ、さらにまちづくりというものを定義しております。このまちづくりとは、住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組みと活動というふうに定義しております。

今言われるような松浦議員の話というのは、反対に、このまちづくりをしていく上で、住みよい豊かな地域社会をつくらないための取り組みや活動ということになると思いますので、基本的にはそういうような、反社会的な団体なりということというのは、想定はできないわけではないですけれども、この条例の全体の意図からして、そういう方を市民としてこのはぐくむ委員会に招聘するという、そういうふうなことは考えていないと思っております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）いや、どういう形であれ、そういう形を装って入ってくる人もやっぱりある場合があれば、それを排除できるようなことはほんまに可能かということも心配しております。

それで、市民の定義が広過ぎるということについて、また移っていきますが、外国人もここでは含むと。大阪でも東京でも、市内で事業所を置く人、あるいは市内で活動する人、その人は大阪市民でもあり橋本市民でもありと、それはおかしいんじゃないかという話なんです。

民主主義の本質というものは、主権者が意思を決定すると。それを遂行し、その効果が自分たち主権者に返ってくると。よいこともあれば悪いこともある。そういう関係が民主主義の自治です。これは私が思うだけじゃなくて、これはもうみんなが認める話なんです。

それで、これらの人々が市政に大きな影響を及ぼして橋本市政が失敗しても、その人た

ちは何の責任も負わないし、何の不利益も負わない。そういう構造でいいんでしょうかという疑問があります。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）市民の定義は広くっております。これは当然のことながら、橋本市に住民票のある方以外に、たくさんの方が本市へ来ていただいて、まちづくりをしていただいております。我々はそういう方たちと一緒に、これからまちをつくっていく。これから少子高齢化の時代に入ってきて、これだけ人も減ってきて、そういう状況の中でたくさんの方が橋本市を協働していただいて、それでまた橋本市に住む人が増えればいいなど、そういうふうに考えるがゆえに、市民の定義を広くしております。

問題は、この条例の中で、この市民の方に特別な権限、例えば選挙権であるとか、あるいは議決権であるとか、そういった特別な権限を与えようと、特別な権限を規定しているという、そういう条項というのは一つもないわけで、基本的に、参画をしていただいて意見を言っただけ、その意見あるいは提言に基づいて市長が判断して、そして、提案をしていくと。予算にしても条例にしても、議決する権利は議会にあるわけですから、決してそれが違法性があるとか、そういうふうな形にはならないというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）先ほど申し上げたように、民主主義というのは、住民が自分たちのことを決めて、それではね返ってくるものも受け入れる、それが基本的な構造なんです。権限を与えないにしても、いろんな形で、ここで、市民を主導するなんて市長も言っていますが、市政はこれから市民が主導するんだと、そういうふうに言っているけども、そ

ういう市民として扱うのは、位置づけするのはよくないと。民主主義の基本的な理念に反すると。

例えば、憲法第92条、地方自治の基本原則。地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。ここに言う地方自治の本旨というのは、住民がやるんだと。しかも、ほかから独立して住民が決めるんだと。これが団体自治。地方自治の一つの要素なんです。これが抜けるのではないかと私は危惧しております。

それと、第93条第2項は、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接にこれを選挙する。住民の意思で政治をやっていきたいと思います。住民が一堂に会して会議できないから、代表として市長を選び、議会を選び、それでやっていくというのが基本原理なんです。ほかの人の意見を入れたらいかんという話ではなくて、市民としての地位を与えて、それで大きな影響力を持たせるといことは具合が悪いという話です。

公職選挙法でも、第9条第2項ですが、日本国民たる年齢満18歳以上の者で引き続き3カ月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会及び長の選挙権を有すると。地方自治法第10条第2項、住民は、法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任すると。分任するということです。そういう地方自治法の趣旨に反しているんじゃないかという話です。

非居住者に義務はなく、役務の提供を受けただけ。負担は分任しないと。こういう内容になっているということは問題ありと考えるんですけれども。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）その意見は以

前にもいただいているんですけども、ただ、市長がこれから市政運営をしていくために、市民の方の意見を参考にしながら自らの意思決定を議会のほうへ上げていくという、これについては何ら、市民の定義がどうであれ、市民に権限を与えていない限りは、今と変わらない。そういうふうに思っております。

ただ、検討委員会の中でも、やはり市民の定義については、個人レベルでは、今20名いらっしゃるんですけども、個人レベルでは若干、同じ見解でもない方もおられますので、これから素案としてどういう形でいただけるのかというのもまだわかりませんが、そういったことも考えながら進めていければというふうに思っております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）市民に大きな影響は受けにくいというお話ですけども、今だって市民のいろんなご意見を伺って、それを参考にしているんでしょう。

ここで、はぐくむ条例では、はぐくむ委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べるができる。この条例に基づく諸制度、いろんな制度について審査して市長に意見を述べると。これは市当局のする仕事であり、議会のする仕事なんです。この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、そして、市長に意見を述べる。

議会を信頼していないから、こういうことになるのか、それとも、議会では不十分だから、こういうことをつくらなきゃだめなんです。市当局も自ら律して、自分たちが決めたことをきちんとやっているかどうかを検証できないから、第三者を入れてこれをやろうとしているんですか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）ここに書いて

ある意味合いといいますのは、やはり、せっかく市民協働で条例をつくった後に、この条例に基づいて市民協働がどれだけ進められているか、進んでいるか、あるいは進んでいないとするならばどこに問題点があるか、そういった意見を市長に述べてもらおうと。あくまでも判断するのは市長でございますので、この委員会に特別な権限があるというものではないというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）この制度がうまく運用されているかどうか、まずそれは市当局が、自分たちが決めたものだから、これをやっているのか、ちゃんといけてるかどうかと、自分たちの仕事でしょう。また、これは議会の仕事ですよ。それが頼りないから第三者の委員会に任せてしまおうと、あるいは外部から意見をもらおうと、そういうふうに私にはとれるんですけども、どういう趣旨ですか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）これはあくまでも市民協働の進捗等について、これからのまちづくりについて意見をもらうというふうに思っておりますので、全く議会を軽視したものでなくて、議会は議会で、調査といいますか、市民の皆さまの提言を政策提言に生かすという、そういうような条例にもなっていると思いますので、市は市として、この政策でもある協働というのを進めていくにあたって、あくまでも提言というか意見をいただくという、そういった委員会と位置づけておいて、あくまでも、市がやるべきことをこの委員会に任せているということではないと。

この委員会というのはまだ、構成については規則で定めるといふようになっておりますので、今の段階では明確には言えませんが

も、この委員会に行政の関係者も入るかもわかりませんし、そのあたりというのは最終的な策定委員会の答申をいただいてからというふうになると思います。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）終わります。ありがとうございました。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、高野口斎場委託契約の入札に対する答弁を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長（田中忠男君）登壇〕

○市民生活部長（田中忠男君）高野口斎場の入札にあたり見直した内容についてお答えします。

今回の指名競争入札にあたり、火葬業務委託の仕様書を見直した主な点として、旧業者と新業者の業務の引き継ぎは1週間前から行うとしていたものを、今回の入札にあたっては、委託業者に変更があった場合でも十分対応が可能なように、2カ月前から行うよう内容を改めました。

○議長（岡 弘悟君）1番 松浦君の一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

○議長（岡 弘悟君）以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後0時21分 散会）